歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号 平成 1 5年4月4日 一部改正 医政発第 0523009 号 平成 1 8年5月23日 医政発第 0414005 号 平成 2 0年4月14日 医政発第 0206001 号 平成 2 1年2月6日 医政発第 平成 2 2年 月日

目 次

Ι	8020運動推進特別事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
п	歯科衛生士養成所施設整備事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
Ш	歯科衛生士養成所初度設備整備事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
IV	歯科医療安全管理体制推進特別事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
V	在宅歯科診療設備整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
VI	在宅歯科医療連携室設備整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

I 8020運動推進特別事業

1 目 的

この事業は、国民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府 県が地域における8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の 円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う(1)から(2)の事業とする。

- (1) この事業の実施にあたり、8020運動推進特別事業検討評価委員会を設置すること。
 - ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成(委員の例:歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、 行政、住民等)とする。
 - ・8020運動推進特別事業検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うものとする。
- (2) 地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から1以上の歯科保健事業を計画的に 行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるも のとする。

1)政策的事業1

ア フッ化物洗口や歯周病予防のための歯ブラシ指導等、歯科疾患予防に関する 事業

- イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検 診体制の整備に関する事業
- ウ 要介護者等や障がい者(児)を対象とした口腔ケアや咀嚼・嚥下の機能維持 等口腔機能向上に関する事業
- エ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業
- オ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研 修事業
- カ 歯科疾患予防や生活習慣等に係る調査研究事業

2) 政策的事業2

キ その他地域における医療連携等喫緊の課題であり、早急に対応が必要とされる事業

- 3) その他事業 政策的事業に該当しない事業
- 4 補助条件 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

II 歯科衛生士養成所施設整備事業

1 目 的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士の学校又は養成所の新設や修業年限の延長を行い、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る施設整備事業とする。

Ⅲ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

1 目 的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士の学校又は養成所の新設や修業年限の延長を行い、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る初度設備整備事業とする。

IV 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目 的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全 に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医業を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属する医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。 ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

- ア 歯科医療安全に関する患者への情報提供及び相談に応じる体制の推進に資する 事項
- イ 緊急時に院内において初期対応できる技術の習得に関する事項
- ウ 地域医療における医科ー歯科連携等の推進に資する事項
- エ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項
- オ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項
- カ 歯科診療における環境整備、水質管理、医療廃棄物等に関する事項
- キ 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及 定着に資する事項
- ク 歯科診療において特別な感染防止対策が必要とされる治療に関する事項(イン プラント手術や外科処置)
- ケ その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

V 在宅歯科診療設備整備事業

1 目 的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 事業内容

この事業内容は、歯科関係者講習会実施要綱(平成20年4月3日医政発第0403017号)により実施される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」(以下、「講習会」という。)を修了した歯科医師(歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師(以下、「研修歯科医」という。)を除く。)が、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備整備事業とする。

4 補助条件

事業の実施主体においては、講習会を修了した歯科医師(研修歯科医を除く。)が 常に勤務していること。

5 共同利用

この事業で整備した医療機器等は、講習会を修了した歯科医師において共同利用することができる。

VI 在宅歯科医療連携室整備事業

1 目的

この事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図ることを目的とするものである。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う(1)及び(2)の事業とする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

(1) 在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科 医療連携室を設置する。

なお、在宅歯科医療連携室を設置・運営する際には以下の点に留意すること。

- ・在宅歯科医療連携室の設置に関しては、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。
- ・在宅歯科医療連携室の運営に関しては、住民や他団体(職種)を含めて定期的に検討や評価を行うこと。
- (2) 地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、計画的かつ効果的に行うものとする。
 - ア 医科・介護等との連携・調整に関する業務
 - イ 在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務
 - ウ 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業 務
 - エ 在宅歯科医療機器の貸出に関する業務
 - オ 地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族 等から要望が寄せられている事項及び広報に関する事業

公的病院等特殊診療部門運営事業実施要綱

第1 目的

この事業は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である 厚生(医療)農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会の開設する病院(以下「公的病院」 という。)及び厚生労働大臣が適当と認める者が開設する病院(以下「民間病院」という。)であって、 地域において小児医療、在宅医療(以下「小児医療等」という。)の中心的役割を果たしている病院に対 して、その運営に要する経費を補助することにより地域住民の医療の確保充実を図ることを目的とする。

第2 補助事業

小児医療等の中心的役割を果たしている病院の事業とする。

1 公的病院

「小児医療施設」

前年度10月1日現在において、小児病棟を有し、かつ、未熟児病床10床以上を有する病院で、前年度において小児医療を行っているものをいう。

「在宅医療」

次の法律のいずれかの規定に基づく地域を有する市町村に所在する病院であって、かつ、「健康保険 法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月16日厚生省告示第54号)に基づ く在宅療養指導管理等(訪問看護を含む。)を複数以上行っているものをいう。

- ·離島振興法第2条第1項
- · 奄美群島振興開発特別措置法第1条
- ·小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項
- ·沖縄振興特別措置法第3条第3項
- ·山村振興法第2条
- ·過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項
- (注) 通院中又は退院した患者が継続して自宅療養できるように医療職員が出向き、治療、看護及び必要な指導等を行い、また、往診日以外については、常時対応がとれる体制にある病院であること。

2 民間病院

「在宅医療」

次の法律の規定に基づく地域を有する市町村に所在する病院であって、かつ「診療報酬の算定方法」 (平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)に基づく在宅療養指導管理等(訪問看護を含む。)を 複数以上行うものをいう。

- ·離島振興法第2条第1項
- · 奄美群島振興開発特別措置法第1条
- ·小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項
- ·沖縄振興特別措置法第3条第3項
- · 山村振興法第2条
- · 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項
- (注) 通院中又は退院した患者が継続して自宅療養できるように医療職員が出向き、治療、看護及び必要な指導等を行い、また、往診日以外については、常時対応がとれる体制にある病院であること。

第3 事業内容

- 1 公的病院については、小児医療等の中心的役割を果たしている病院を交付の対象とし、都道府県がその運営に要する経費を補助した場合、国がその一部を補助するものである。
- 2 民間病院については、在宅医療を実施する病院を交付の対象とし、都道府県がその運営に要する経費を 補助した場合、国がその一部を補助するものである。

第4 補助事業者の責務

病院の管理者は、補助事業の充実を図るとともに、適切な計画の下に財政の再建に努めるものとする。

院内感染対策事業実施要綱

第1 院内感染対策施設整備事業

1 目的

この事業は、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。
- (2)個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。

第2 院内感染対策設備整備事業

1 目的

この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消 毒器の初度設備整備であること。

- (1) 次に掲げるア〜クのうち、いずれかに該当する病院であること。
 - ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院
 - (ア) 病院群輪番制に参加している病院
 - (イ) 共同利用型病院
 - (ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院
 - イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施 設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
 - ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院
 - エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院
 - オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代 化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病 院
 - カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊 診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設
 - キ 平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知「周産期 医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院
 - (ア) 小児医療施設
 - (イ) 周産期医療施設
 - ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通 知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院
 - (ア) がん診療施設
 - (イ) 医学的リハビリテーション施設
- (2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させる など積極的な取り組みを行っていること。
- 第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業
- 1 目的

この事業は、院内感染を予防するため、地域(都道府県単位)において、院内 感染に関する専門家による相談窓口を設置し、医療機関が院内感染予防等につい て日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における院内感染対策を支 援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 事業内容

- (1) 地域の医療機関(特に独自の感染制御医師(ICD)、感染管理看護師(ICN)等を有しない中小病院、診療所等)からの院内感染予防等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- (2) 地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、 地域における院内感染予防対策に役立てることとする。なお、事業実績の報告 の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。
- (3)特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染予防対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。